

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p> <p>附 則 (平成 30 年 11 月 26 日経企第 2140 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、平成 30 年 12 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (ドコモの学割 2019 の適用)</p> <p>3 この附則実施の日から平成 31 年 5 月 31 日までの間において、X i 契約の締結 (F O M A 契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結する場合であって、その F O M A 契約において、当社が定める端末設備をその購入があった日から起算して当社が別に定める期間を超えて利用していると当社が認められないときを除きます。)又は基本使用料の料金種別の変更があった場合であって、その X i において料金表第 1 表第 1 (基本使用料)の 1 (適用)の(1)に規定する総合利用プラン (X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)、X i カケホーダイライトプラン及び X i シンプルプラン (当社が別に定める端末設備を利用して当社が認めるものに限ります。)に限ります。以下この附則において同じとします。)を最初に選択していること、その X i 契約に係る X i 契約者が第 4 項に規定する割引適用対象者に該当すること及びその X i 契約に係る X i が第 5 項に規定する割引適用条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモの学割 2019 (料金表第 1 表第 3 (通信料)の 1 の(8)の 2 に規定するデータ定額パック (ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックに限ります。以下この附則において同じとします。)、データ S パック、データ M パック、データ L パック、シェアパック 5、シェアパック 10、シェアパック 15、シェアパック 20 及びシェアパック 30 (以下この附則において「データ定額パック等」といいます。)の適用が開始される日 (以下この項において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 12 暦月の間のその X i の基本使用料 (その X i が適用を受ける基本使用料の割引を控除した額とします。)について 1,500 円を減額する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)の申出があったものとみなして取扱います。</p> <p>4 前項に規定する割引適用対象者は、次のいずれかに該当する X i 契約者をいいます。 (1)一般契約 (その契約に係る X i が、料金表第 1 表第 1 (基本使用料)の 1 (適用)の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。以下この附則において同じとします。)又は定期契約を締結している者 (満 26 歳に満たない者に限ります。)であって、その X i 契約者を指定して第 74 条の 2 (利用者登録)に規定する利用者登録を行っている者。 (2)利用者 (満 26 歳に満たない者であって、X i 契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に該当する者)に限ります。以下この附則において同じとします。)のためにドコモの学割 2019 を選択することに同意を得ている一般契約又は定期契約を締結している者であって、その利用者を指定して第 74 条の 2 に規定する利用者登録を行っている者。</p>	

- 5 第3項に規定する割引適用条件は、次に定める条件をいいます。
- (1) 基本使用料の料金種別が総合利用プランであること。
 - (2) 別表2（付加機能）に規定するspモード機能の提供を受けていること。
 - (3) 料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するデータ定額パック等を選択していること又は共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。）となる場合であつて、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。）の契約者がデータ定額パック等を選択していること。
- 6 第3項から前項の規定にかかわらず、定額通信料等に係る月極割引（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）、ドコモの学割2018（経企第2149号（平成29年12月19日）の附則第4項に規定するものをいいます。）、docomo with（経企第2408号（平成30年1月24日）の附則第4項に規定するものをいいます。）、シニア特割キャンペーン（経企第1583号（平成29年1月27日）の附則第4項に規定するものをいいます。）及びシニアはじめてスマホ割キャンペーン2（経企第262号（平成29年5月25日）の附則第3項に規定するものをいいます。）又はウェルカムスマホ割（経企第1890号（平成30年10月26日）の附則第3項に規定するものをいいます。）の適用を受けているときは、ドコモの学割2019を適用しません。
- 7 ドコモの学割2019の適用開始日が暦月の初日以外ときは、適用開始となる暦月の割引額について、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その適用開始となる日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割して適用します。
- 8 ドコモの学割2019の適用を受けているX iについて、1の暦月におけるX iに係る基本使用料（そのX iが適用を受ける基本使用料の割引を控除した額をいいます。）が第3項に規定する割引額に満たないときは、基本使用料と割引額の差額（以下この附則において「割引残額」といいます。）を当該暦月内におけるそのX iに係る定額通信料等（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2のイに規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）及び別表2（付加機能）に規定するspモード機能に係る付加機能使用料の順に適用します。
- ただし、割引残額が定額通信料等及びspモード機能に係る付加機能使用料の合計額が割引残額に満たない場合は、その合計額を減額して適用します。
- 9 当社は、ドコモの学割2019の適用を受けているX iについて、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割2019の適用を廃止します。
- (1) X i 契約者が割引適用対象者ではないことを当社が確認したとき（そのX iに係る登録利用者が満26歳に達した場合を除きます。）。
 - (2) X i が割引適用条件を満たしていないことを当社が確認したとき。
 - (3) X i の電話番号保管があつたとき。
 - (4) 名義変更があつたとき（名義変更により新たにX i 契約者になろうとする者が割引適用対象者であるときを除きます。）。
 - (5) X i 契約の解除があつたとき（X i 契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であつて、継続して第4項に規定する割引適用対象者に該当すること及び第5項に規定する割引適用条件を満たしていることを当社が確認したときを除きます。）。
 - (6) 定額通信料等に係る月極割引の適用を受けることとなつたとき。
- 10 当社は、ドコモの学割2019を廃止するときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料、定額通信料等及びspモード機能に係る付加機能使用料を割引の対象とします。
- ただし、前項第6号の規定によりドコモの学割2019を廃止するときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料、定額通信料等及びspモード機能に係る付加機能使用料を割引の対象とします。

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																										
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田又は株式会社ケーブルテレビ富山</td> </tr> <tr> <td>6～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p>第1節 契約の種別</p> <p>(契約の種別)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3-15種契約</td> <td>株式会社ケーブルテレビ富山</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	内 容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田又は株式会社ケーブルテレビ富山	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名	(略)	(略)	第3-15種契約	株式会社ケーブルテレビ富山	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ又は株式会社テレビ岸和田</td> </tr> <tr> <td>6～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p>第1節 契約の種別</p> <p>(契約の種別)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	内 容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ又は株式会社テレビ岸和田	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名	(略)	(略)
用 語	内 容																										
1～4 (略)	(略)																										
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田又は株式会社ケーブルテレビ富山																										
6～31 (略)	(略)																										
種 別	事 業 者 名																										
(略)	(略)																										
第3-15種契約	株式会社ケーブルテレビ富山																										
用 語	内 容																										
1～4 (略)	(略)																										
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ又は株式会社テレビ岸和田																										
6～31 (略)	(略)																										
種 別	事 業 者 名																										
(略)	(略)																										

第2節 一般契約

第8条～第14条 (略)

第15条 当社は、一般契約者から請求があったときは、I P通信網サービス(第3種契約に係るものを除きます。)の利用一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第16条～第17条

第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (平成30年11月26日経企第2140号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は平成30年12月1日から実施します。
(ドコモ光新規工事料キャンペーン5の適用)
- 2 この改正規定実施の日から平成31年5月6日までの間において、I P通信網契約を締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにI P通信網契約を締結する場合及びサービス転用を利用して当社とI P通信網契約を締結する場合を除きます。)した場合であって、その契約者回線の提供開始日が平成31年11月6日までの間であるときは、契約者は、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する基本工事費、交換機工事費及び回線終端装置工事費の支払いを要しません。

第2節 一般契約

第8条～第14条 (略)

第15条 当社は、一般契約者から請求があったときは、I P通信網サービスの利用一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第16条～第17条

第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)